

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【公開番号】特開2014-77835(P2014-77835A)

【公開日】平成26年5月1日(2014.5.1)

【年通号数】公開・登録公報2014-022

【出願番号】特願2012-224123(P2012-224123)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/20 510

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月18日(2014.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の押圧部材と、

前記第1の押圧部材と対向して配置される第2の押圧部材と、

前記第1の押圧部材と前記第2の押圧部材との間に配置され、張架されていない状態でニップ部を形成して媒体を所定方向に搬送するベルト部材と、

前記ベルト部材の移動を規制する規制部材と

を有し、

前記規制部材は、

前記ニップ部において、前記ベルト部材の、該ベルト部材の幅方向における移動を規制するベルト規制部と、

前記ベルト規制部から延びる傾斜部と

を有することを特徴とする定着装置。

【請求項2】

前記傾斜部は、

前記ベルト規制部から媒体搬送方向における上流側に向かって延びる面であって、媒体搬送方向における上流側に向かうに従って、前記ベルト部材の幅方向において、ベルト部材の幅方向における端部から離れるように傾斜して形成される傾斜面を有することを特徴とする請求項1記載の定着装置。

【請求項3】

前記傾斜部は、

前記ベルト規制部から媒体搬送方向における下流側に向かって延びる面であって、媒体搬送方向における下流側に向かうに従って、前記ベルト部材の幅方向において、ベルト部材の幅方向における端部から離れるように傾斜して形成される傾斜面を有することを特徴とする請求項1又は2記載の定着装置。

【請求項4】

前記傾斜部は、

前記ベルト規制部から、前記ニップ部から前記第1の押圧部材が配置されている方向に向かって延びる面であって、該方向に前記ニップ部から離れるに従って、前記ベルト部材の幅方向において、ベルト部材の端部から離れるように傾斜して形成される傾斜面を有す

ることを特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れかに記載の定着装置。

【請求項 5】

前記傾斜部は、

前記ベルト規制部から、前記ニップ部から前記第2の押圧部材が配置されている方向に向かって延びる面であって、該方向に前記ニップ部から離れるに従って、前記ベルト部材の幅方向において、ベルト部材の端部から離れるように傾斜して形成される傾斜面を有することを特徴とする請求項 1 乃至 4 の何れかに記載の定着装置。

【請求項 6】

前記第1の押圧部材は、第1のローラであって、

前記第2の押圧部材は、第2のローラであることを特徴とする請求項 1 乃至 5 の何れかに記載の定着装置。

【請求項 7】

前記ベルト規制部は、

前記第1のローラの回転中心と前記第2のローラの回転中心との間に形成されていることを特徴とする請求項 6 記載の定着装置。

【請求項 8】

前記ベルト部材と前記第2のローラとの間に配置される第2のベルト部材と、

媒体搬送方向における前記第1のローラの上流側に配置された第3のローラと、

前記第3のローラと前記ベルト部材と前記第2のベルト部材を介して対向して配置される第4のローラとを有し、

前記第1のローラと前記第2のローラによって形成されるローラ対と、前記第3のローラと前記第4のローラによって形成されるローラ対との間で、前記ベルト部材と前記第2のベルト部材とがニップ部を形成することを特徴とする請求項 6 又は 7 記載の定着装置。

【請求項 9】

前記第1のローラと前記第3のローラとの間に配置された第5のローラと、前記第2のローラと前記第4のローラとの間に配置された第6のローラとを有することを特徴とする請求項 8 に記載の定着装置。

【請求項 10】

前記ベルト部材と前記第2のローラとの間に配置される第2のベルト部材を有することを特徴とする請求項 6 又は 7 記載の定着装置。

【請求項 11】

前記ベルト規制部は、

前記ニップ部よりも媒体搬送方向上流側から前記ニップ部よりも下流側にかけて形成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 10 の何れかに記載の定着装置。

【請求項 12】

前記ベルト部材と前記第2のベルト部材は、

張架されていない状態で前記ベルト部材と前記第2のベルト部材との間でニップ部を形成することを特徴とする請求項 8 乃至 10 の何れかに記載の定着装置。

【請求項 13】

前記ベルト規制部は、媒体搬送面と垂直な方向に回転軸を有し、周面で、前記ベルト部材の幅方向における移動を規制する 1 又は複数のコロを備えたことを特徴とする請求項 1 乃至 12 の何れかに記載の定着装置。

【請求項 14】

請求項 1 乃至 13 の何れかに記載の定着装置を有することを特徴とする画像形成装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明による定着装置は、

第1の押圧部材と、前記第1の押圧部材と対向して配置される第2の押圧部材と、前記第1の押圧部材と前記第2の押圧部材との間に配置され、張架されていない状態でニップ部を形成して媒体を所定方向に搬送するベルト部材と、前記ベルト部材の移動を規制する規制部材とを有し、

前記規制部材は、

ニップ部において、前記ベルト部材の、該ベルト部材の幅方向における移動を規制するベルト規制部と、前記ベルト規制部から延びる傾斜部とを有することを特徴とする。